

第 3 章 現状と課題・施策の方向

第3章では、人にやさしいまちづくりを目指す8つの基本方針ごとに次の事項を示します。

基本目標

基本方針の下、どのようなまちの姿を目指していくかを示したもの

現状・課題

各分野を取り巻く当市の現状と、市総合計画や人にやさしいまちづくり推進計画に基づくこれまでの市の取組を検証した中での課題

施策の方向

基本目標を達成するために必要となる施策の方向性

第3章 現状と課題・施策の方向性

Ⅰ 誰もが理解し合えるまちづくり

第3章 現状と課題・施策の方向性

1 誰もが理解し合えるまちづくり

基本目標

誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します

市では、あらゆる障壁のない誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を市民に普及啓発するとともに、教員や市の職員を対象とした研修会を開催してきました。

また、公共施設の新設・改修の際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を進めるほか、誰もが分かりやすく利用しやすいサービスや情報の提供にも努めています。

「人にやさしいまちづくり」を進めていく上で、社会には「意識上の障壁」、「制度的障壁」、「文化・情報面での障壁」、「物理的障壁」の4つの障壁があるとされており、中でも取り除く必要性が最も高いものが「意識上の障壁」と言われています。

社会には、性別や年齢、国籍、受けてきた教育や宗教、生まれながらの能力や容姿、育った環境なども様々で多様な人々が暮らしており、上越市も例外ではありません。この多様性に立ちほだかる「障壁」を取り除くため、互いを尊重し、一人ひとりが多様な人のことを思いやることが自然なこととなるよう意識を変えていく、いわゆる心のユニバーサルデザインを育てていくことが大切です。

ここでは、「誰もが理解し合えるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 市民意識調査の結果では、市が「人にやさしいまちづくり」に取り組んでいることを「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%で、年代別にみると、年代層が若くなるにつれて認知度が低くなっています。
- 関連する言葉の認知度については、「ユニバーサルデザイン」を知っている割合が39.3%で、年代別に見ると、10.20歳代で71.7%、30歳代から50歳代で50%前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっています。また、「バリアフリー」については、知っている割合が89.7%であり、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が90%以上に達しています。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

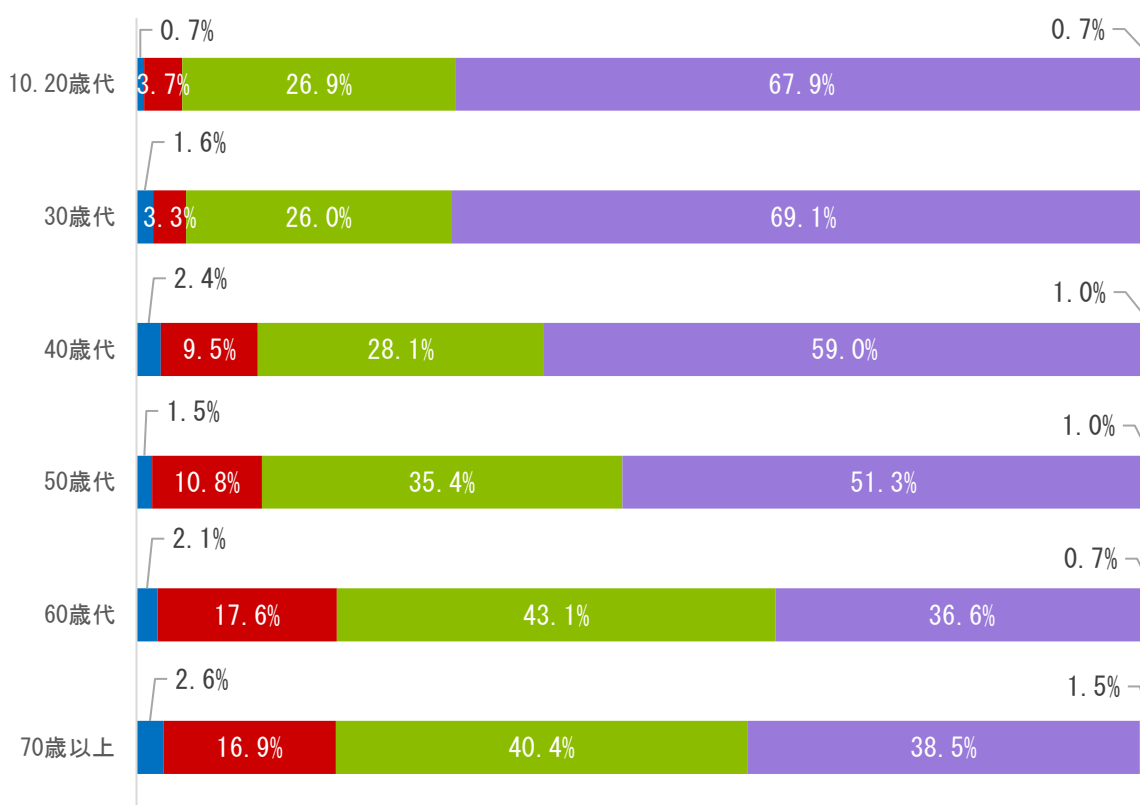
市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体

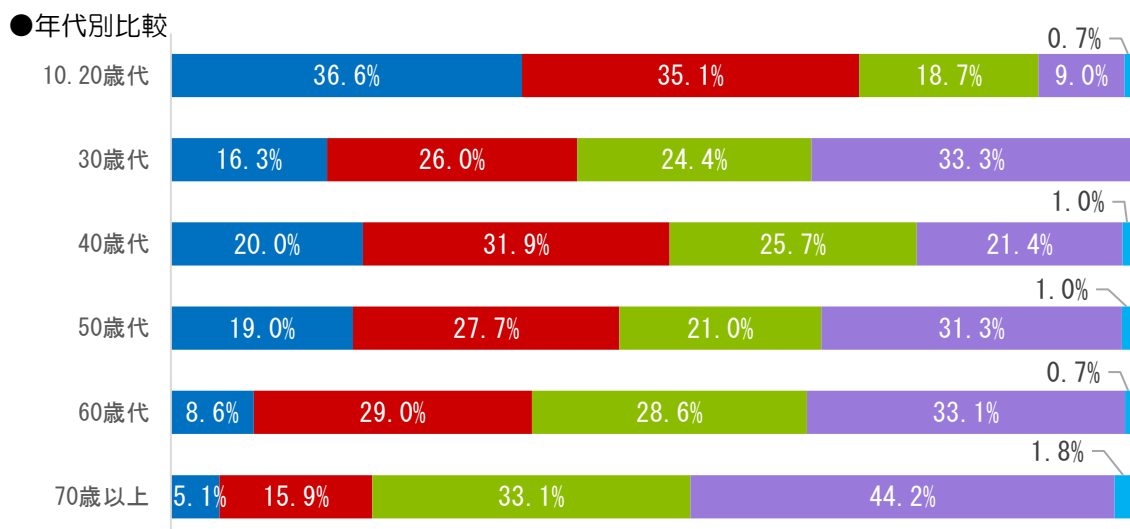


●年代別比較



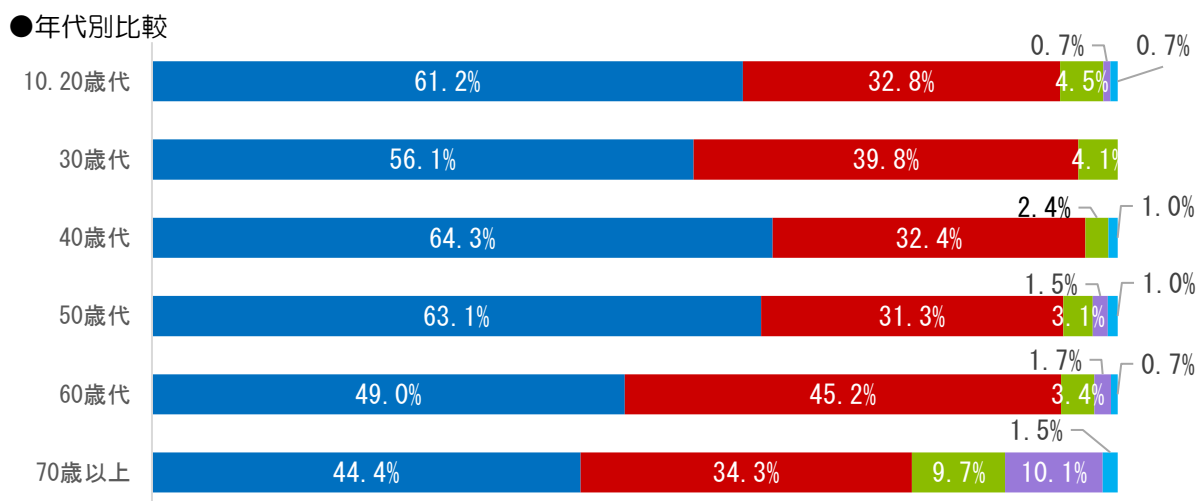
あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



2 課題

- 多様な人々が共に暮らす社会において、あらゆる障壁のない、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちの実現のためには、バリアフリーの考えに留まらず、可能な限り「みんな」が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を市、事業者、そして市民一人ひとりが正しく認識し、それぞれの立場で取り組んでいくことが必要です。
- 中でも意識上の障壁・心の壁は、無意識であるものも含め、最優先で取り除かなければならないものであり、全ての人に正しい情報と理解が広まるよう、啓発活動に取り組むとともに相談・支援体制も整備していく必要があります。

3 施策の方向

- (1) 人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。

(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、すこやかにくらし包括支援センター、こども課、学校教育課、市民相談センター、消費生活センター、広報対話課)

① 人にやさしいまちづくりの普及啓発

人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を広く普及し、誰もが相手の特徴や特質等を認め合い、思いやりの心をもち行動するまちの実現のため、学校や地域において、学習活動や啓発活動の推進を図ります。

事業例

- ・職員研修・教員研修の実施、普及啓発パンフレット・冊子配布
- ・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙面やホームページ等の作成

② 相談・支援体制の充実

日常生活の中で抱えている悩みや問題について相談しやすい環境を作るほか、社会参画のために必要な支援に取り組みます。

事業例

- ・高齢者相談、障害者相談、女性相談、外国人相談、消費生活相談等の実施
- ・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利侵害の予防・対応

第3章 現状と課題・施策の方向性

2 誰もが学べるまちづくり

2 誰もが学べるまちづくり

基本目標

誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します

人は、その時々ライフステージに応じて、様々な節目を迎えます。人生においては学びによって自分を高め続け、さらには、その学びを身近な人たちや地域の人々に広めていくことで、学びの循環を創り、地域とともに豊かで持続的な幸せを実現していくことが大切です。

市では、地域の歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、年齢や環境を問わず、学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいくことのできる活力あるまちづくりを進めています。

学校教育においては、ハード・ソフト面から学校教育環境の整備を進めており、ハード面では、学校施設整備計画に基づく施設・設備の計画的な整備を行うことにより、学校の安全性向上と防犯対策、教育環境の質的な向上に努めてきました。ソフト面では、特別な支援を要する児童生徒にきめ細かく対応するための取組や誰もがわかりやすい授業づくりなど、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*}の充実を図っているほか、家庭環境に依らず、だれでも教育が受けられるよう様々な支援を行っています。

また、社会教育においては、市民が将来にわたり学び続けることができるよう、様々な分野の学習機会やスポーツ活動の場を提供するとともに、公民館事業を通じて家族の触れ合いやコミュニケーションの大切さを伝えるなど、家庭教育の支援にも取り組んできました。

時代の変化や市民のニーズを踏まえながら、多様な学びの機会やスポーツ活動の場を提供することを通じて個々の趣味や教養が深まり、さらにはその成果が発揮されていくことで地域や社会の発展に還元される姿を形づくっていくことが大切です。

ここでは、「誰もが学べるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※インクルーシブ教育システム

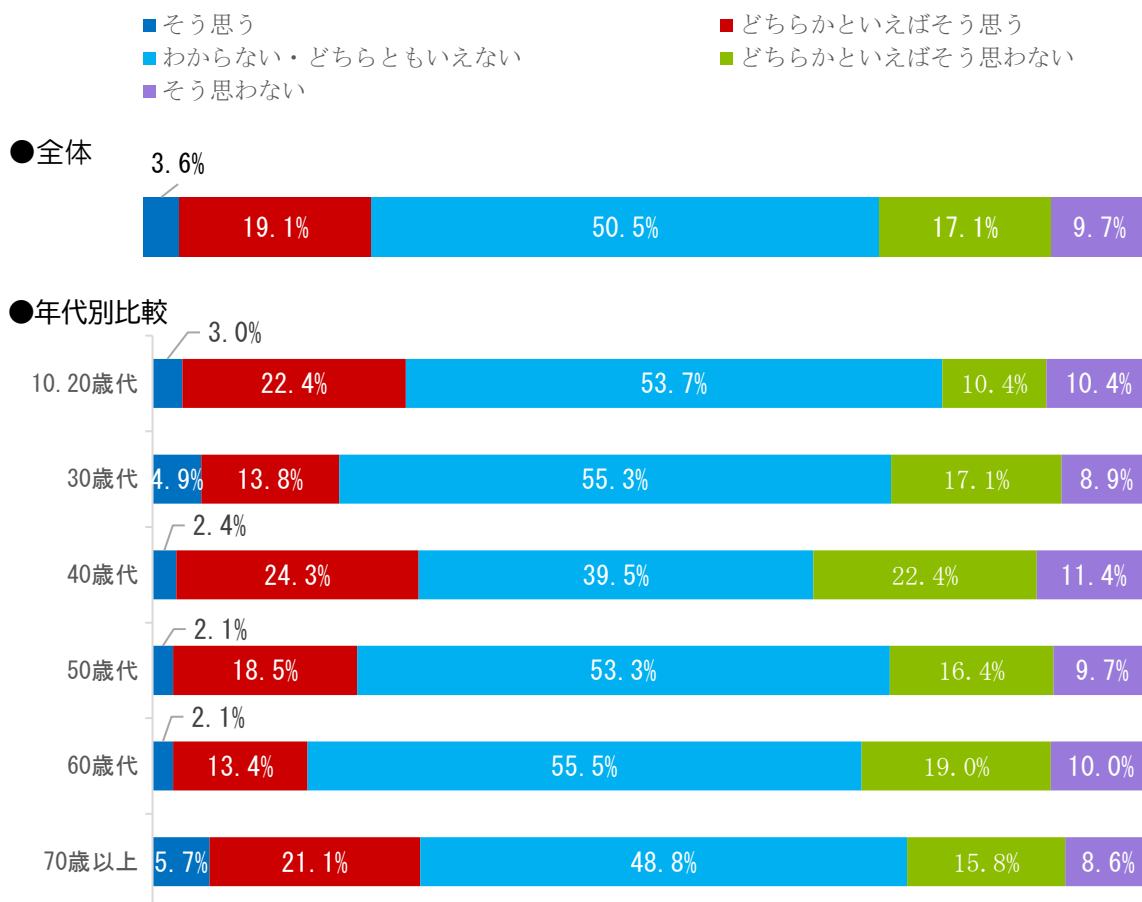
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で学ぶ仕組みづくり

1 現状

○ 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて22.7%で、前回に比べ9.4ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も36.6ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となっています。どうしたらよくなるかとの問いには、「どのような学びの環境があるかわからないため周知を強化すべき」といった、情報発信に関する意見が多かったほか、「高齢者や障害のある人などが学びやすい施設、設備の整備や社会の理解が必要である」という、ハード面、ソフト面両方からの意見が寄せられました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。



2 課題

- 学校教育において、全ての子どもたちが充実した学校生活を送り、自らの能力を向上するためには、一人ひとりの子どもの個性や能力を把握し、ニーズに応じた学習支援や介助などの特別な支援や環境整備により安心して学べる場の提供、また、低所得世帯の支援など複雑化する家庭環境への配慮も必要となります。
- 社会教育においては、ライフサイクルの変化や多様化するニーズを捉え、学びを通じた社会参画の機会の提供が求められています。また、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、参加できる機会の充実と環境の整備も課題となっています。合わせて、それらの情報が市民に届くよう情報発信の充実が求められています。

3 施策の方向

- (1) 児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。

(福祉課、学校教育課、社会教育課、図書館、スポーツ推進課)

① 自立・共生を目指す学校教育環境の充実

支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな教育を行うほか、安心して教育を受けるための環境を整えます。

事業例

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談
- ・ 教育補助員、介護員などの配置による特別な支援を必要とする児童生徒の学習や学校生活の支援
- ・ 幼稚園児の入園料・保育料の補助
- ・ 奨学金の貸付

② 市民の多様な学習・スポーツ機会の充実

生涯を通じて学んだりスポーツに参加したりできる機会や環境の充実を図り、誰もが個々の力を発揮し、生きがいのある暮らしを推進します。

事業例

- ・ 地区公民館での各年齢期における事業の開催
- ・ 図書館における録音図書等、読書が困難な方へのサービスの提供
- ・ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等との連携や各種スポーツ団体への支援によるスポーツ教室の実施

第3章 現状と課題・施策の方向性

3 誰もが働けるまちづくり

3 誰もが働けるまちづくり

基本目標

誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、社会に参画する一方で、家庭や地域、個人の時間を大切にし、健康で豊かな生活を送れるよう、社会全体で実現していかなければなりません。国では長時間労働の是正や同一賃金同一労働の実現、高齢者・障害者等の活躍など、生産性の向上等により、誰もが多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すとしています。

市では、関係機関や企業と連携し、就労や社会参画を支援するための各種セミナーや合同説明会を開催したほか、職業訓練や技術・技能の向上など、人材育成に取り組んできました。

人々の生き方が多様化している昨今、事業者、関係機関、行政が連携を図りながら、雇用機会の拡大、雇用環境の改善、雇用の創出等に取り組む一方、仕事と生活の調和を保ちながら、就労を希望する誰もが安心して、生きがいを持って働き続けられる労働環境が整っていることが大切です。

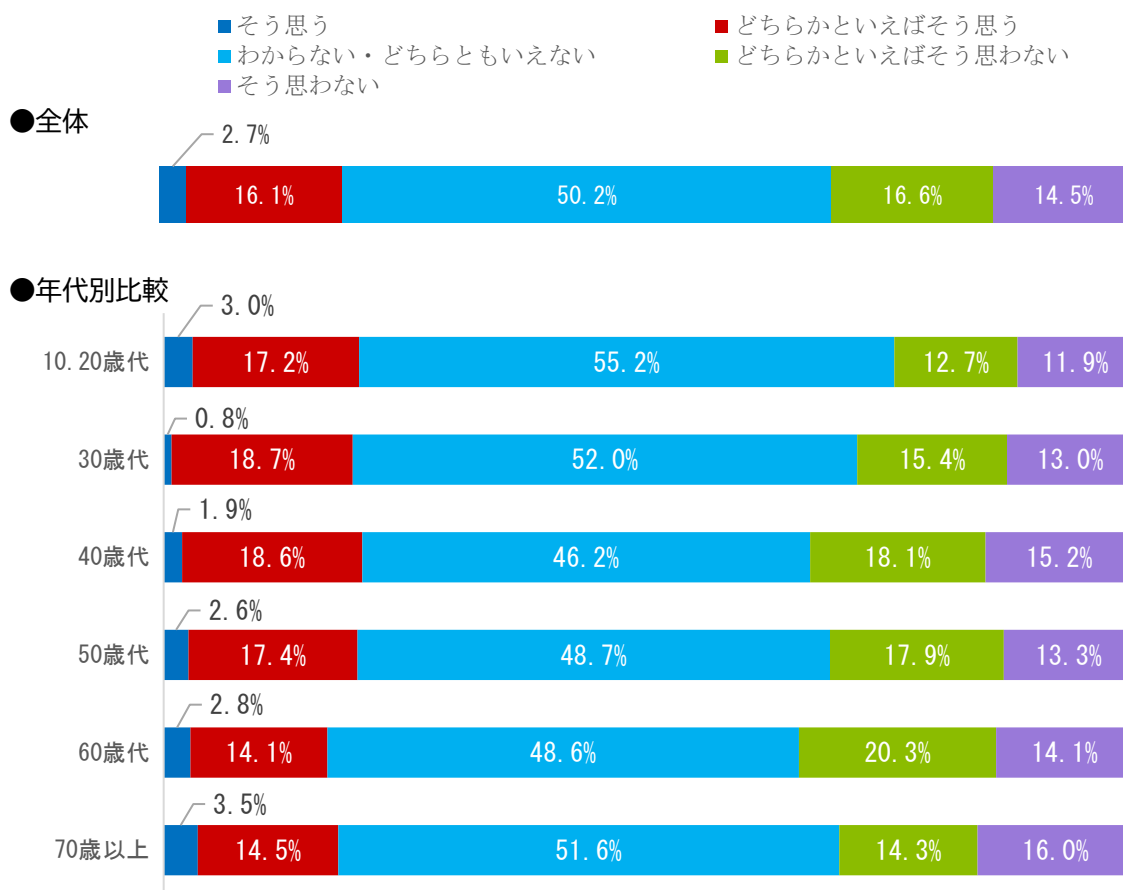
ここでは、「誰もが働けるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します」とし、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて18.8%で、前回に比べ3.6ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も43.8ポイント減少しました。年代別では、大きな差はみられない結果となりました。また、どうしたらよくなるかとの問いには、就労先の確保や職場の仕組みづくりといった雇用機会の確保の意見や職場環境の整備が必要であるといった、ハード面、ソフト面両方からの意見がありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。



2 課題

- 社会構造や産業構造の変化に伴い、雇用情勢も変動します。市民生活の基盤である雇用の安定を図るためには、関係機関が連携し、求人と求職のミスマッチの改善など現況に即した雇用対策に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害のある人等を始め誰もが個々の能力を生かし、自分らしく生きがいをもって働けるよう、雇用機会の拡大、新たな雇用分野の開拓に努め、さらには仕事と家庭との調和への配慮も必要です。
- 働く意欲のある人の職場定着を促進するためにも、事業者等の理解と意識啓発を推進し、職場環境の改善につながるよう働きかけることも必要です。
- また、職業訓練等を通じた職業能力の習得や向上、人材の育成支援など、就労につながる施策を推進していく必要があります。

3 施策の方向

(1) 誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。

(共生まちづくり課、福祉課、こども課、産業政策課)

① 雇用機会の創出

雇用環境の向上のため、事業者等への意識啓発や雇用促進を推進するほか、新たな雇用分野の開拓に努めます。

事業例

- ・ 関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催
- ・ 障害のある人の雇用機会創出のための分野開拓
- ・ 女性の活躍推進、男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の推進

② 職業能力や人材の育成

就労及び職場定着を促進するため、関係機関、企業等との連携を強化し、技術・技能の向上、人材の育成に取り組めます。

事業例

- ・ 障害のある人やひとり親家庭への資格取得費用の助成
- ・ 母子自立支援員による就労支援
- ・ 女性の再就職の支援

第3章 現状と課題・施策の方向性

4 誰もが健康に暮らせるまちづくり

4 誰もが健康に暮らせるまちづくり

基本目標

誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します

医療の進歩とともに平均寿命が延びていく傾向にある中で、合わせて健康寿命^{※1}も延びていかないと、日常生活において制限のある期間が広がることになり、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族の負担が大きくなることにもつながります。

市では、市民が心と体のすこやかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるよう、生涯を通じた健康維持を図るため、疾病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見・早期治療のため、各種予防接種や健康診査等を推進しています。

また、居住地域にかかわらず、市民が安定的に医療サービスを受けられるよう、市内の病院と診療所等との地域医療連携体制を構築したほか、安心して医療が受けられるような様々な制度を設け、支援しています。

高齢者への支援については、介護予防^{※2}や生きがいづくりを推進する一方、介護が必要になった人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、適切なサービスを提供する環境整備に取り組んでいます。障害のある人については、障害の状態に応じた様々なサービスや社会参画を進めるための支援を行っています。また、子育ての不安感や孤立感を解消するため、子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めています。

ここでは、「誰もが健康に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※1 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと（厚生労働省）

※2 介護予防

介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、また要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと

1 現状

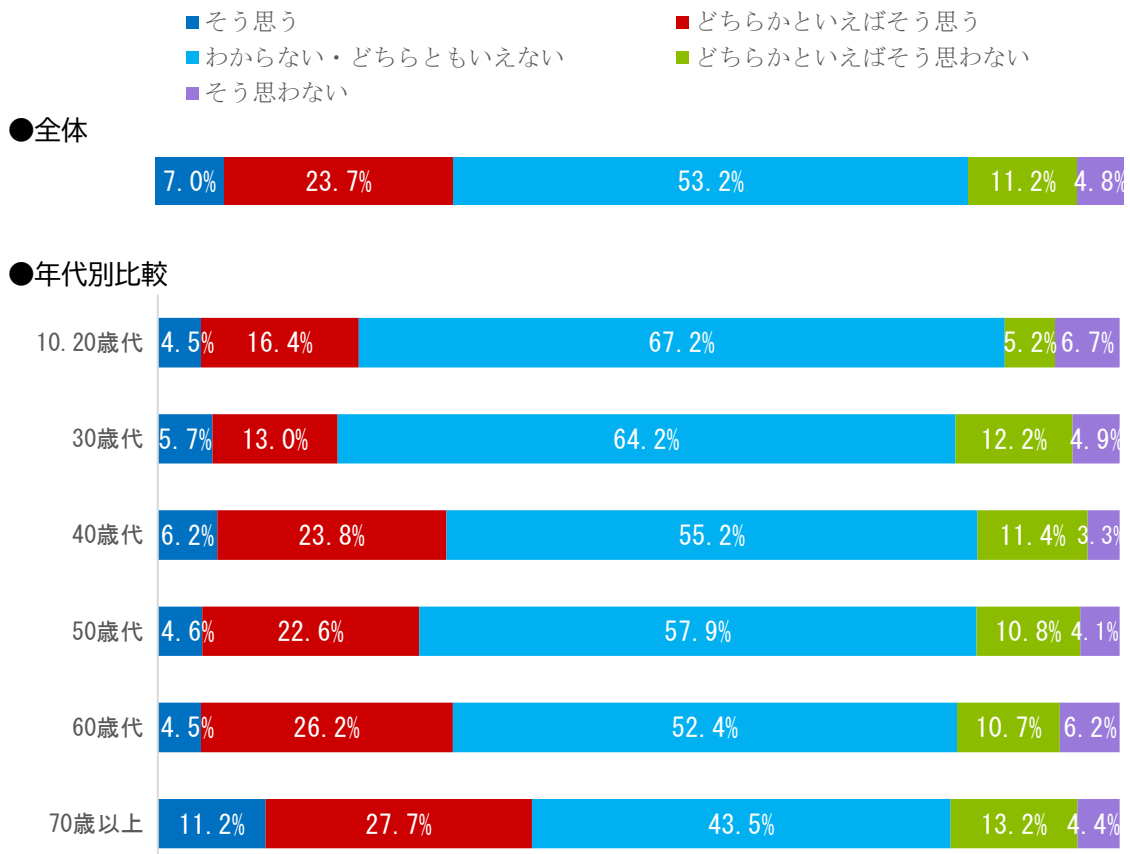
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、福祉に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「そう思う」、「どちらかといえばそう思

う」と答えた人は合わせて 30.7%で、前回に比べ 31.9 ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 17.5 ポイント減少しました。「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、年代が上がるにつれて、高くなる傾向となっています。どうすればよくなるかの問いには、「必要としている人がサービスの情報を知る必要がある」や「高齢者の増加に比べ施設が不足」など、情報発信の必要性や施設整備の拡充などの意見がありました。

- また、医療に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 35.2%で、前回に比べ 24.9 ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 15.3 ポイント減少しました。どうすればよくなるかの問いには、「医療施設は整っているが専門の医師を増やすべき」、「病院はあるが通うことが難しいので送迎サービスがあるとよい」など、病院機能の強化や通院支援や往診対応の充実などの意見がありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。



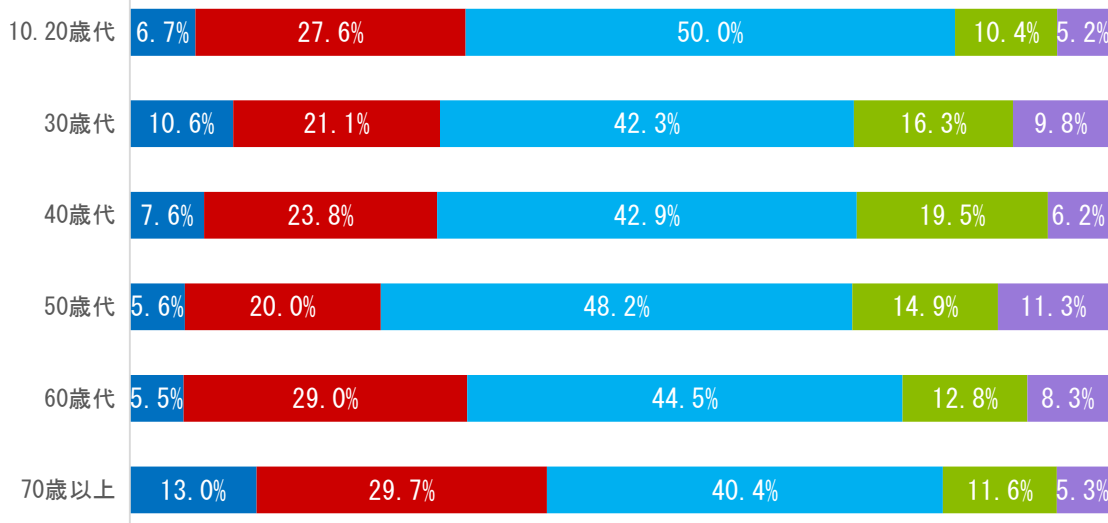
あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない

●全体



●年代別比較



2 課題

- 医療・福祉・介護サービスへのニーズが多様化し、高齢化が一層進む中、生涯を通じて安定したサービスを提供していくことが必要です。
- 自分らしく暮らせる健康寿命の延伸を図るためには、市民一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切であることから、市民にそれらに対する正しい知識を普及するとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境の整備を図ることが必要です。
- 地域医療体制においては、特に中山間地域や過疎地域に設置されている診療所で、人口減少等に伴う患者数の減少や医師の地域偏在に対応した機能的な運営体制の整備が必要になっています。また、地域医療体制においては、軽症患者の適正受診についての更なる啓発が必要となっています。
- 高齢者が生き生きと暮らせるよう、介護予防や生きがいづくり・居場所づくりの推進をする取組が求められています。また、支援が必要な人の見守りなど地域で支える体制も必要となってきます。

- 障害のある人には、地域での自立した生活、外出・移動、社会参加に必要な支援を充実させることが必要です。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者のニーズを敏感に捉え、安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。

3 施策の方向

- (1) 誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。
(健康づくり推進課、保育課、学校教育課)
 - ① 健診・保健指導等の推進
各種予防接種や健康診査、保健指導等を実施し、年齢や障害の有無を問わず、市民のこころと体のすこやかさを保ちます。
事業例
 - ・ 妊婦・産婦・新生児への訪問指導、乳幼児健診
 - ・ 障害のある人と付き添いの家族を対象とした健診
- (2) 誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。
(地域医療推進室)
 - ① 地域医療体制の充実
必要な時に必要な医療が受けられるよう地域医療体制を確保します。
事業例
 - ・ 各診療所の開設
 - ・ 中ノ俣地区、吉川区川谷地区における患者輸送バスの定期運行
 - ・ 医療通訳ボランティアの派遣
- (3) 誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。
(福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、すこやかなくらし包括支援センター)
 - ① 高齢者福祉の推進
高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むなど、誰もがその人らしい生活を継続できるよう支援します。
事業例
 - ・ すこやかサロン（地域支え合い事業）における地域住民との交流や健康増進活動

② 障害者福祉の推進

障害のある人の状態に応じた様々なサービスを提供し、社会参画に関する環境整備に取り組みます。

事業例

- ・ 障害のある人へのタクシー利用料金助成、リフト付福祉バス
- ・ 手話通訳者等の養成・派遣

③ 子育て・療育支援の充実

保護者の生活実態や多様化するニーズを十分に踏まえた上で、子どものすこやかな育ちを育む支援に取り組みます。

事業例

- ・ こどもセンターや子育てひろばの運営
- ・ 病児保育事業、病後児保育事業
- ・ 24時間保育事業（ファミリーヘルプ保育園）
- ・ こども発達支援センターにおける相談や療育支援

第3章 現状と課題・施策の方向性

5 誰もが互いに支え合うまちづくり

5 誰もが互いに支え合うまちづくり

基本目標

共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します

人口減少や少子化、高齢化による社会情勢の変化に伴い家族や地縁が担ってきた機能が変化していく中、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方の下、人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれやすい環境が重要になってきます。

市では、市民活動促進の拠点としてNPO・ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びボランティアをしたい人、してもらいたい人の仲介役を担うとともに、市民活動に必要なスペースや備品、情報を提供するなど、市民活動の促進に向けた意識啓発・周知・支援にも取り組んできました。このような取組により、市民の主体的な活動が広がりを見せつつある一方で、社会情勢の変化による地域の活力低下などの課題も懸念されています。

地域それぞれの実情を踏まえて、誰もが安心して暮らし、市民が社会参加しやすい環境を整えるため、地域や人が互いに支え合える仕組みを構築することが大切です。

ここでは、「誰もが互いに支え合うまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、ボランティア活動への参加について、「定期的・継続的にボランティアをしたことがある人(している)」、「単発的なボランティアをしたことがある」を合わせると、全体の41.2%の人が何らかのボランティアを経験しており、前回に比べ5.6ポイント増加しました。また、「したことはない」と答えた人は、55.7%で、前回より5.7ポイント減少しています。
- ボランティアを「したことがある人」、「関心がある人」を合わせると、全体の78.7%の人がボランティアに興味を持っているのに対し、実際にボランティアをしたことがある人はその半数に留まっています。
- また、ボランティアを「したことがある」、「関心がある」と答えた人を年代別で見ると、30歳代が最も多く、次いで10.20歳代、40歳代となっており、若い世代が多い結果となりました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

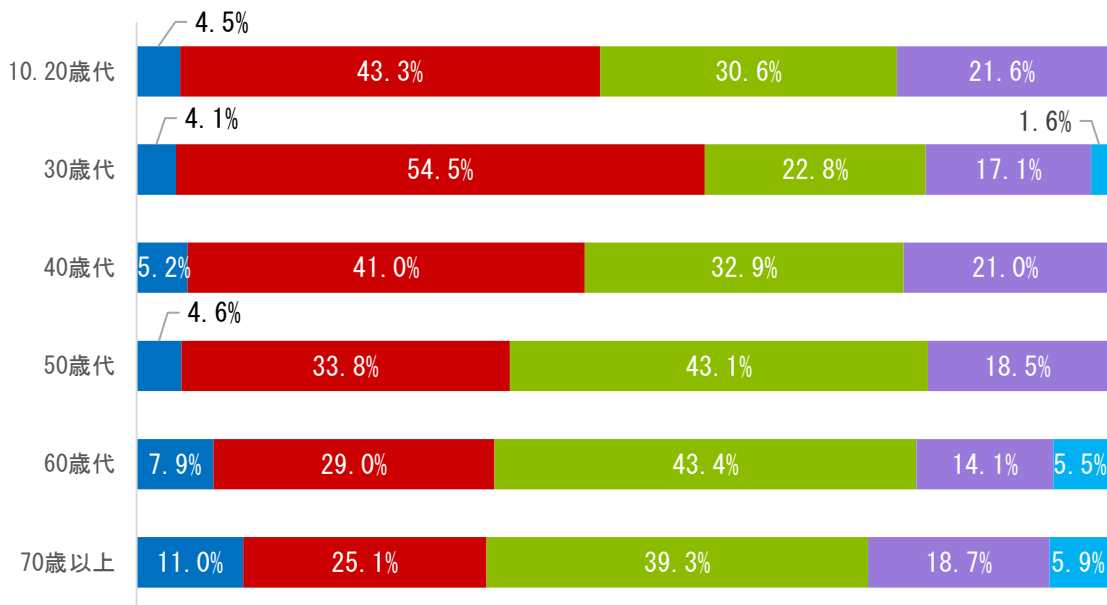
あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

- 定期的・継続的にボランティアをしたことがある（している）
- 単発的なボランティアをしたことがある
- したことはないが、ボランティアに興味・関心はある
- したことはないし、ボランティアに興味・関心もない
- 未回答

●全体



●年代別比較



2 課題

- 少子化や高齢化、地域ごとの世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に人間関係の希薄化や自主的なまちづくり活動の衰退、地域での課題解決力の低下が懸念されており、市民一人ひとりが地域や公共の課題を自らの課題として受け止め、解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、支援体制の整備を図っていく必要があります。
- ボランティアや市民活動等に関心のある人が、自主的に、できる範囲でまちづくりや支援に参加でき、また、支援や援助を受けたい人が受けたい時にサービスを受けられるよう、情報の受発信や相談窓口等の機能の更なる充実が必要です。

3 施策の方向

(1) ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。

(共生まちづくり課、高齢者支援課、すこやかにくらし包括支援センター、こども課)

① ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり

ボランティア活動への意識啓発やボランティアの育成を図るため、ボランティア活動等の情報提供、ボランティアをしたい人、してもらいたい人の仲介、相談等を行うとともに、住民組織の活性化や地域コミュニティが抱える課題を自主的に解決するための支援を強化します。

事業例

- ・ NPO・ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターの運営
- ・ 地域コミュニティが地域の課題解決に取り組むための支援としてのアドバイザー派遣
- ・ 地域の支え合い体制構築のための有償ボランティア養成
- ・ 高齢者見守り支援ネットワーク事業、認知症サポーター養成講座

第3章 現状と課題・施策の方向性

6 誰もが安心して暮らせるまちづくり

6 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標

誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します

近年、全国で毎年のように人的被害を含む深刻な被害を及ぼす自然災害が発生し、異常気象の常態化も懸念されており、こうした災害の教訓を踏まえた災害への対応力の強化が求められています。また、日常生活においても、新たな手口で複雑・多様化する犯罪から市民を守る取組も求められています。

上越市も例外ではなく、その地勢・気候上の特性から、地震、水害、土砂災害、津波、突風、豪雪など、多種多様な自然災害を引き起こす要因が潜在しているほか、児童・生徒に対する不審者による声かけや高齢者を狙った特殊詐欺事件など、市民の身近なところで不安を感じる犯罪等も発生しています。

市では、災害等から市民の生命・身体・財産を守るため、地域防災計画に基づき、災害の予防等に必要な対策、災害時の初動マニュアルの作成などを進めたほか、危機管理に関する職員研修訓練を継続して実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の強化に努めてきました。

また、防犯対策についても、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づき「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、各種施策に取り組むとともに、警察を始めとする関係機関との連携を強化し、様々な予防策を進めてきました。

今後も、防災・防犯対策の更なる強化を図るとともに、自助・共助の力を生かした地域防災力の向上と自主防犯意識の高揚に一層努める必要があります。

ここでは、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、災害時にどのように行動すればよいか「知っている」、「どちらかといえば知っている」と答えた人は合わせて 69.5%で、前回に比べ 4.1 ポイント減少しました。一方で、「知らない」、「どちらかといえば知らない」と答えた人は合わせて 27.3%で、前回より 3.6 ポイント増加しています。年代別で見ると、大きな差は見られない結果となりました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

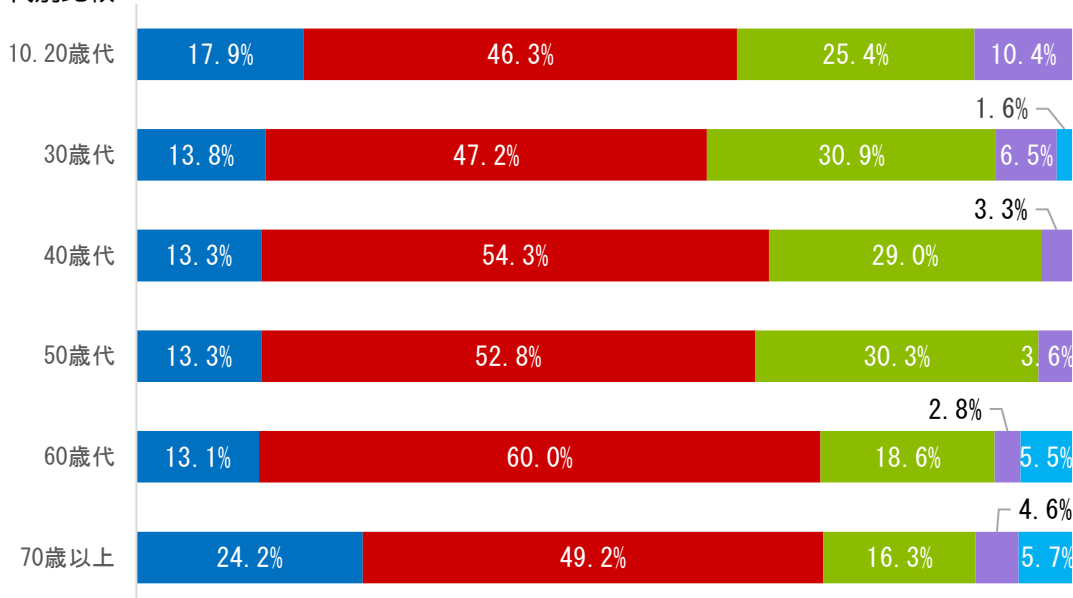
あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。

- 知っている
- どちらかといえば知っている
- どちらかといえば知らない
- 知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



2 課題

- 災害による被害の未然防止又は軽減を図り、災害発生時に迅速に対応するためには、的確な情報発信やハザードマップの提供等を通じた災害への対応力の強化が必要です。
- 高齢者、障害のある人、けがや病気の人、子ども、外国人など、災害についての知識不足や情報入手が困難、自力での避難が困難な人を支援する取組を強化することも必要です。
- 避難所の運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対する配慮やプライバシーの確保、多様性を考慮するとともに、感染症等にも配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う必要があります。

- また、高齢化や担い手不足が自主防災活動の減退につながり、組織の維持あるいは結成自体が困難となる状況も見られます。こうしたことから、自助・共助の力を生かした自主防災組織の活動を更に支援していくとともに、町内会の範囲を超えた支援体制の構築も必要となっています。
- 冬期間における安全安心な生活環境を維持するため、車両や歩行者の通行空間を確保するほか、集落内の生活道路や住居の除雪を支援する体制も必要です。
- 高齢者等を狙った特殊詐欺など犯罪が巧妙化・多様化していることから、地域における世帯構成の変化や高齢化の進行などを踏まえ、市民や関係機関・団体などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を展開していく必要があります。

3 施策の方向

- (1) 防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。

(危機管理課、市民安全課、福祉課、高齢者支援課)

① 防災対策や避難支援体制の充実

災害時に被害を防止又は軽減するため、的確な情報発信と避難体制の整備に取り組めます。

事業例

- ・安全メール、防災行政無線等による情報発信
- ・要配慮者に配慮した災害対応計画・避難体制の整備
- ・避難行動要支援者※名簿の作成

② 自主防災活動の推進

災害時に地域の災害対応力が発揮できるよう、自主防災組織の活動を支援します。

事業例

- ・自主防災組織への防災アドバイザーの派遣
- ・防災士の養成

- (2) 防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(市民安全課)

① 防犯対策の充実

安全で安心な地域社会を実現するための「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」に向けた施策に取り組めます。

事業例

- ・的確な防犯情報の提供と広報啓発活動の推進
- ・互いが助け合う地域社会の形成に向けた支援
- ・犯罪の起こりにくい環境づくりの推進

(3) 冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。

(市民安全課、自治・地域振興課、共生まちづくり課、高齢者支援課、雪対策室)

① 除雪対策の充実

道路・歩道の除雪により安全に通行できる空間を確保するとともに、住居周辺の除雪についても労力の確保や協力体制を整備します。

事業例

- ・要援護世帯の雪害時の安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集
- ・小中学校の通学路や主要生活道路の除雪の推進
- ・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援
- ・災害連携ボランティア推進会議による支援

※避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

第3章 現状と課題・施策の方向性

7 誰もが快適に暮らせるまちづくり

7 誰もが快適に暮らせるまちづくり

基本目標

公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します

住宅で生活したり施設等を利用する際に大きな障壁となるのが、入口などの段差、階段、路上の放置自転車、あるいは車椅子を使用している人が使いにくい狭いトイレなど、目に見えたり、本人が実感する「物理的障壁」です。

市では、誰もが安全、安心して快適に利用できる施設整備を推進するため「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、公共施設の整備を進めています。また、多くの人が利用する民間の公共的施設についても、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づき、安全かつ快適に利用できる構造及び設備となるよう事業者への指導や助言を行っています。

また、高齢者や障害のある人が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅リフォームに対する支援をしてきました。

建物、設備やまちのユニバーサルデザイン化は徐々に図られてきているものの、まだまだ物理的障壁によって不便を感じる場面も多く、更なる整備が求められますが、同時にそれらを利用する人が互いに思いやり、助け合うなど、意識上の障壁の解消、すなわち「心のユニバーサルデザイン」の推進も必要となります。

ここでは、「誰もが快適に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

- 令和2年度における「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく全対象施設の指針適合率は66.36%であり、当初の平成19年調査の51.42%に比べ、14.94ポイント上昇しました。
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、市の施設について、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて26.1%で、前回に比べ31.3ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も19.9ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となりました。どうすればよくなるかとの問いには、古い施設はバリアフリー化されてい

ないなど、施設のバリアフリー化の整備やメンテナンスの必要性などの意見が多くありました。

- 一方、民間施設については「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて30.7%で、前回に比べ16.2ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も27.7ポイント減少しました。こちらも年代別で見ると、大きな差はみられない結果となりました。どうすればよくなるかとの問いには、市の施設に同じく、施設のバリアフリー化の整備の意見が多くありました。
- また、自分の住宅が安全で快適に生活できる住宅であると思いますかとの問いに、「そう思う」、「どちらかというそう思う」と答えた人は合わせて26.6%で、年代別で見ると、30歳代、70歳以上が他の年代より上回っていました。どうすればよくなるかとの問いには、「バリアフリー化のリフォームの必要性」や「手すりの設置」などの意見がある一方、「費用面への支援」の要望などの意見もありました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

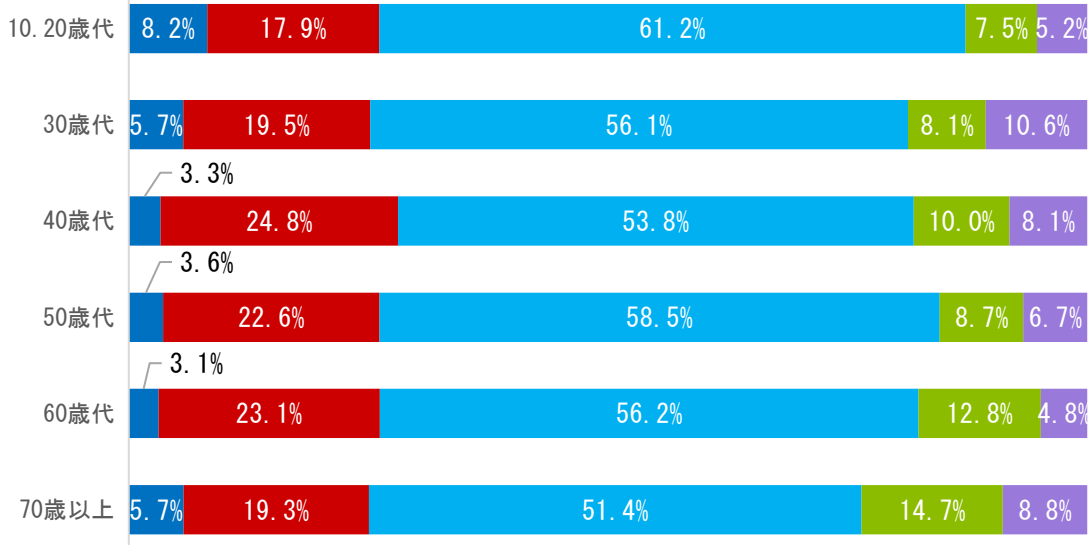
市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。



●全体



●年代別比較



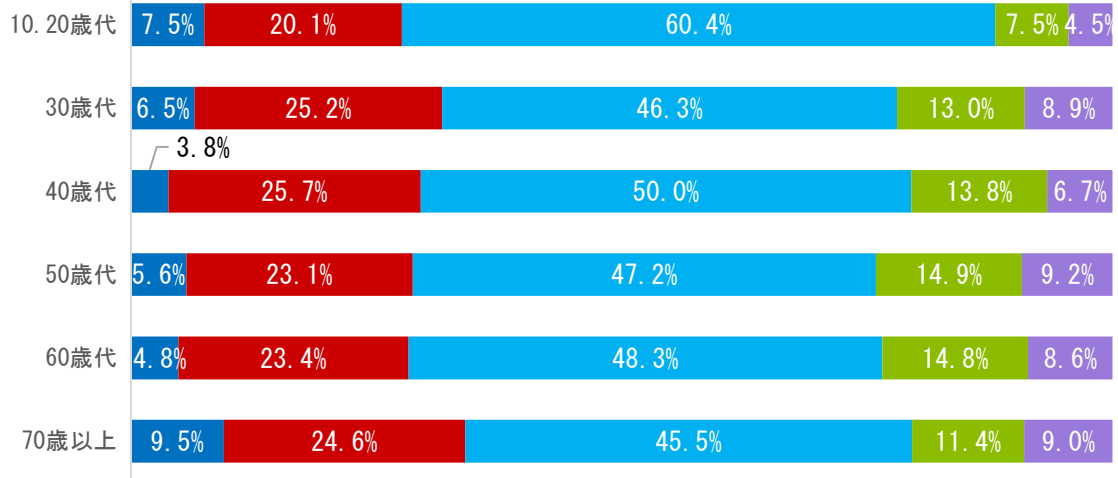
民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



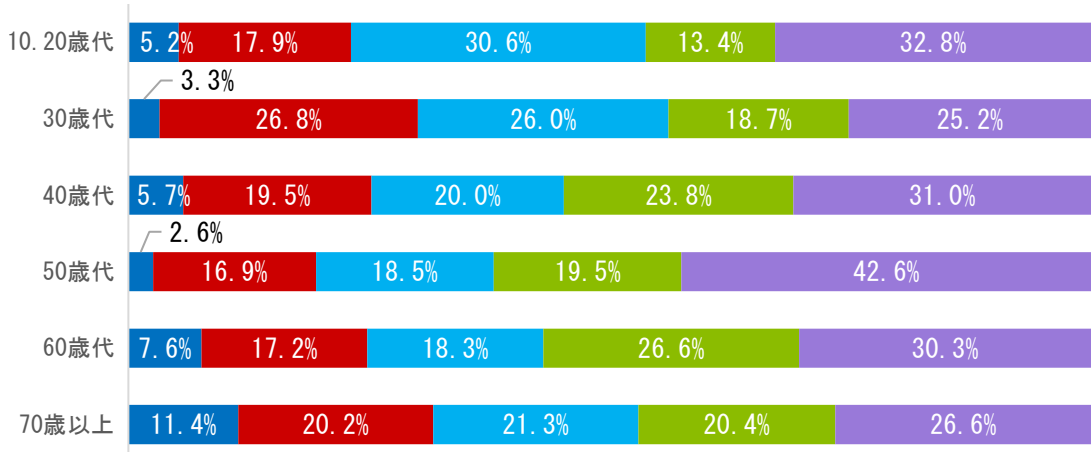
あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



2 課題

- 全ての公共施設などにおいて、高齢者や若者、障害のある人やない人、子どもや妊婦、外国人など、誰もが安全・安心で快適に利用できるような環境が整っているわけではありません。計画的に、できるだけ多くの人々が利用しやすい施設に近づけていくため、市と事業者はユニバーサルデザインの視点を常に意識し、人にやさしい施設の整備に努める必要があります。また、環境が整っていないくても、人が支援することで利用できるようになるという視点から、あわせて互いの立場に立って互いを思いやる意識を高めていく必要もあります。
- 誰もが安心して暮らせる家づくりは、現に障害のある人だけの問題ではなく、将来を見据え誰もが直面する問題として認識してもらうことが必要です。誰もがいつでも、いくつになっても快適に暮らせる住宅が増えていくことが必要です。

3 施策の方向

- (1) 誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。
(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課 ほか)
 - ① 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進
市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく整備を推進します。
事業例
 - ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設（学校施設・福祉施設・集会場等・スポーツ施設等）の整備
 - ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置
 - ② 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進
民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。
事業例
 - ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言
 - ③ 誰もが暮らしやすい居住環境の整備
高齢者や障害のある人などが在宅で自立した生活ができるよう、住宅リフォームを支援します。
事業例
 - ・高齢者、障害のある人の住宅リフォーム補助金の交付

第3章 現状と課題・施策の方向性

8 誰もが移動しやすいまちづくり

8 誰もが移動しやすいまちづくり

基本目標

誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します

近年、高齢化の進行や運転免許証の自主返納者の増加に伴い、公共交通に対し、これまで以上にきめ細やかで利便性の高い移動手段としての役割が求められています。

そのため、市では乗合タクシーや市営バスへの転換など、バス路線の再編を進めるとともに、公共交通での対応が困難である地域においては、住民が主体となって行う互助による輸送の取組を支援したほか、地域内の鉄道の経営支援や、これらの公共交通機関の利用促進と利便性向上に取り組んできました。

また、道路や橋梁などの市民生活に欠かせないインフラ整備については、長寿命化対策や各種整備計画に基づく効率的かつ効果的な施設整備に取り組んできました。また、今日の車社会の中にあって歩道に求められる「安全な歩行者空間の確保」という観点から、通学路はもちろんのこと、幹線道路で自動車交通量が多く交通事故発生の恐れがある区間や駅、公園周辺など多くの人が集まる場所の整備を優先的に行ってきました。

市民の安全・安心で快適な日常生活を支えるとともに、誰もが自由に移動でき、地域の様々な活動への参加を促進するため、歩道・道路の整備のほか、持続可能な公共交通ネットワークの構築にも取り組んでいく必要があります。

ここでは、「誰もが移動しやすいまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

1 現状

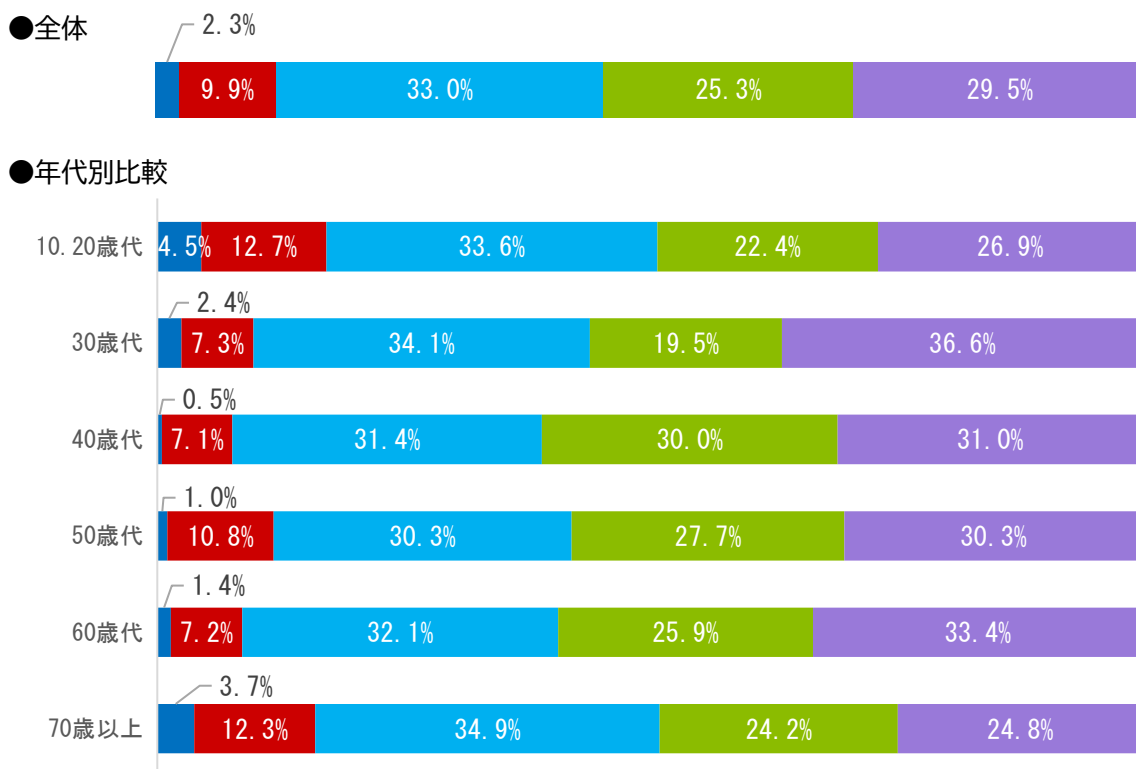
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、歩道や道路は、高齢者、障害者等が安全で安心して利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて12.2%で、前回に比べ16.3ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.5ポイント減少しました。どうしたらよくなるかとの問いには、「古い道路は段差があるため計画的な改修が必要である」や「歩道の拡幅」などのご意見がありました。また、「歩道の途中に椅子があると休むことでよい」といった意見もありました。

○ また、鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて10.3%で、前回に比べ18.2ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も33.8ポイント減少しました。「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別で見ると、10.20歳代が他の年代より上回っていました。どうしたらよくなるかとの問いには、「鉄道や路線バスの増便」、「電車やバス、それらの施設のバリアフリー化」などの意見がある一方、「人的支援の協力体制が必要である」との意見もありました。

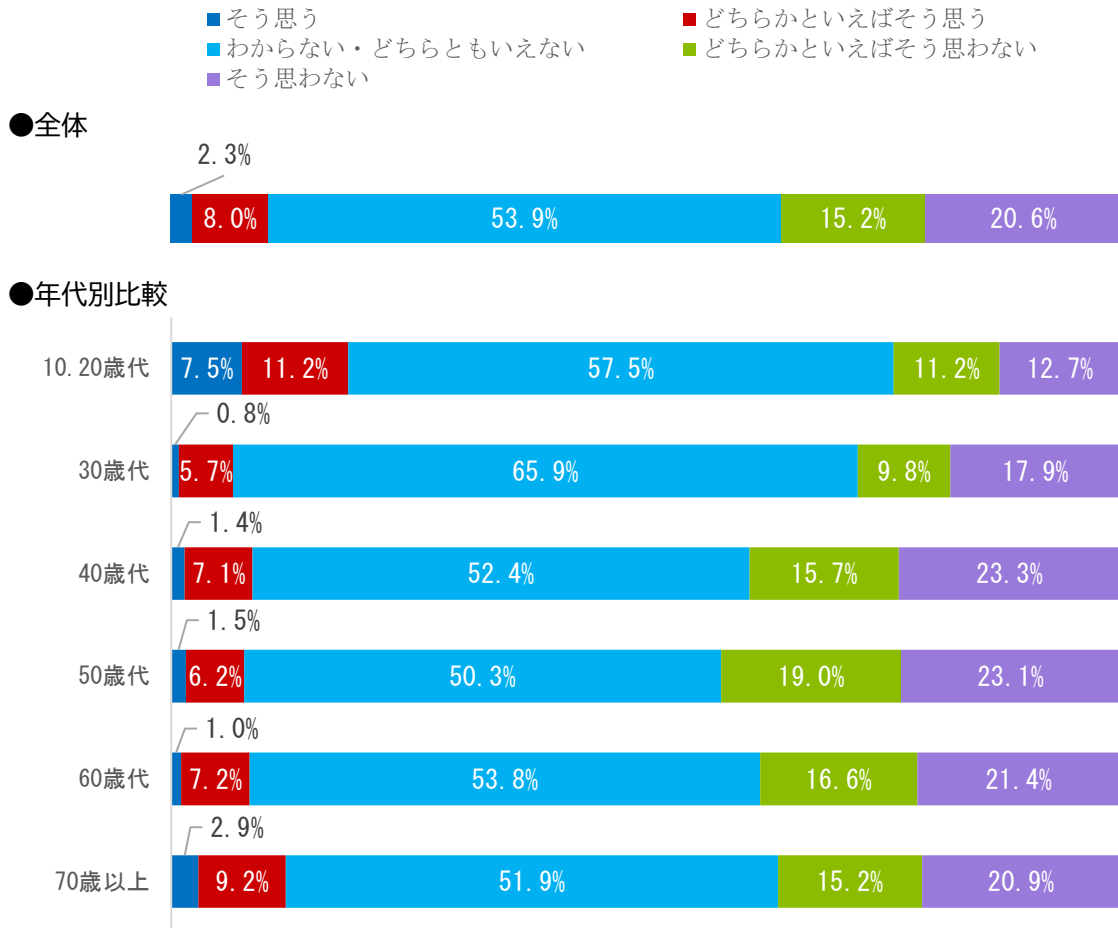
令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- わからない・どちらともいえない
- そう思わない
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない



鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。



2 課題

- 高齢者や障害のある人、妊婦や育児中の親、小・中・高校生、運転免許を持たない人など、誰もが自由に行動範囲を広げ、多くの人々の社会参加を促進するためにも、安全で安心な移動を支える公共交通を含めた移動手段の確保が重要となります。そのため、引き続き、地域の実情に即した路線バスや鉄道の運行に加え、各地域で取り組まれている様々な輸送サービスを活用しながら、目的地に到達できる環境整備と情報提供を検討していく必要があります。
- 経済活動や日常生活に欠くことのできないインフラである道路は、老朽化や劣化した道路機能の維持や更新、安全の確保、防災機能の向上など、利用者が必要とする整備が求められています。また、高齢者や障害のある人、ベビーカーを使用する人などには利用しにくい状態の箇所もあることから、継続して、誰もが安心して利用できるよう、歩道機能の向上なども含め、整備が求められています。

3 施策の方向

(1) 誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。

(交通政策課、福祉課)

① 地域公共交通の利便性の向上

地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保するとともに、分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。

事業例

- ・ 利便性、持続可能性に配慮したバス路線の再編
- ・ 住民が主体となって行う互助による輸送の取組への支援
- ・ 分かりやすい路線系統表示や時刻表の作成

(2) 誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。

(市民安全課、道路課)

① 安全・安心な歩道・道路の整備

誰もが安全に安心して移動できるよう、歩道、道路の整備を推進します。

事業例

- ・ 歩道・道路整備の推進
- ・ 防犯灯・カーブミラーの整備

第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

この推進計画は、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを目指し、あらゆる障壁を取り除く「人にやさしいまちづくり」を推進するため、市がとるべき方針や施策の方向を体系的に示したものです。

これを効果的に推進し、「人にやさしいまち」を実現するためにも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第3条から第5条に示しているように、「市」、「事業者」、「市民」のそれぞれが理解と協力、努力をすることが必要です。

1 「心のユニバーサルデザイン」の推進

誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちをつくるためには、全ての人の理解と協力、努力が必要不可欠です。その根本にあるのは、全ての人の心・意識であり、無意識のものも含め、偏見や差別をなくす意識上の障壁の解消、すなわち「心のユニバーサルデザイン」を推進する必要があります。

人は生まれてから亡くなるまで、赤ちゃん、学生、労働者、高齢者など人生の各段階を過ごします。時には病気にかかってしまったり、体が不自由になってしまったりする可能性もあります。誰もが様々な出来事や時期を経験する可能性を秘めており、人生の各段階で、不安や求めるものは変わっていきます。

あらゆる障壁を取り除き、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もが安全に安心して、快適に暮らせるまちを目指す、人にやさしいまちづくりは、未来・将来の不安を少しでも解消し、誰もが明るく、そして希望を持って未来・将来に向かえるまちづくりでもあります。

全ての人が、自分以外の人に対しても、将来の自分、過去の自分、誰にでも起こり得るという意識で接することができれば、自然に意識上の障壁は取り払われ、人が人にやさしいまち、本当の「人にやさしいまち」が実現します。

市では、心のユニバーサルデザインを含む人にやさしいまちづくりの精神とその必要性を積極的な啓発活動を通じ、市・事業者・市民に浸透させるとともに、それぞれが心のユニバーサルデザインを実践することにより、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

2 市としての取組

市は、啓発活動や学習機会の提供を通じ、市・事業者・市民の心のユニバーサルデザインを積極的に推進するとともに、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に定める責務を果たし、市・事業者・市民が一緒にあらゆる障壁のない、人にやさしいまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。

○市の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、市の責務として、次のことを定めています。

①基本的かつ総合的な施策の策定、実施

市は、「人にやさしいまちづくり」について、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に挙げられた基本的施策等を盛り込んだ推進計画を策定し、実施します。

②市・事業者・市民の連携への支援

市は、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように、市民からの要望を事業者に伝えるほか、各種行事の共同開催などの必要な措置を講じます。

③事業者・市民への支援

市は、助言、指導、財政的支援などの各種支援策等を推進することにより、事業者及び市民が行う「人にやさしいまちづくり」に関する活動を支援するように努めます。

○推進計画の積極的な推進

市は、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を積極的かつ効果的に推進し、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを目指します。

そのため、心のユニバーサルデザインを基本に据えながら、この推進計画が定める「誰もが理解し合えるまちづくり」「誰もが学べるまちづくり」「誰もが働けるまちづくり」「誰もが健康に暮らせるまちづくり」「誰もが互いに支え合うまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「誰もが快適に暮らせるまちづくり」「誰もが移動しやすいまちづくり」を市民や事業者、関係機関の意見や協力を得ながら進めて行くとともに、これら8つの柱が個々に展開するのではなく、しっかりと結びつくよう調整を図ります。

3 市民の協力

人にやさしいまちづくりが目指す、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを実現するためには、住民一人ひとりが意識上の障壁を取り払い、人にやさしいまちづくりの精神を理解することが必要不可欠です。

性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、世代を超え、立場を超えた、全ての人に参加し、様々な発想や視点でまちづくりを進めることができれば、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちに近づいていきます。

○市民の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、市民の責務として次のことを定めています。

①人にやさしいまちづくりへの理解と実践

市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深めるとともに、自ら人にやさしいまちづくりに努めなければなりません。

②施設等の利用の妨げの禁止

市民は、高齢者や障害のある人等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはなりません。

③市の施策への協力

市民は、市が行う人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとします。

このほか、市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害のある人等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければなりません。

○市民活動の推進

上越市では、平成26(2014)年に策定した「上越市第6次総合計画」の基本政策に「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」「市民が主体のまちづくり」を位置付け、市民活動の促進を図っています。

地域社会への貢献等を目的として幅広い活動を行っているNPOやボランティア団体は、市・事業者・市民に次ぐ新たな協力機関として、また、市民や事業者の社会参加の新たな形態として、人にやさしいまちづくりの推進に重要な役割を果たすものと期待されています。

4 事業者の協力

事業者は、その事業活動の中で、様々な社会的責任を負いながら、サービスや商品等を社会に提供しています。

様々な社会的責任には、法律を守ること、社会に対して有用な財貨やサービスを適正な価格で提供すること、そしてその事業活動において従業員を雇用していれば、給料を保障することによりその従業員の生活を守ることなどがあります。近年、特に重視されているのは、より健全な社会の構築に参加し貢献する責任です。

まちづくりを担う一員として、条例は、事業者の人にやさしいまちづくりへの協力を求めています。一方で、事業者にとっても、誰もが利用でき、参加できるという「人にやさしいまちづくり」の視点は、誰もが利用できる商品やサービスの提供を促し、その利用者層が厚くなることにより新たな利益を生み出すことにつながります。

○事業者の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、事業者の責務について次のように定めています。

①事業活動における配慮

事業者は、その事業活動を行うに当たり、施設等の案内、商品開発、商品の説明などにおいて、人にやさしいまちづくりに努めなければなりません。

②施設等の利用の妨げの禁止

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自動販売機、看板の歩道へのはみ出しや迷惑駐車などにより、高齢者、障害のある人等の円滑な移動や施設等の利用を妨げてはなりません。また、直接間接を問わず入店、入館、宿泊等のサービスの提供を受けることを妨げてはなりません。

③市の施策への協力

事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する各種施策に協力するものとします。

このほか、事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害のある人等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めるとともに、所有又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害のある人等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

5 計画の進捗管理

人にやさしいまちづくりが着実に進んでいるかどうかチェックする機関として、条例に基づき「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置しています。

推進会議は、高齢者、障害のある人、事業者、学識経験者などで構成し、人にやさしいまちづくりの進捗状況だけでなく、市が行う人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項や重要事項を調査審議する機関です。

○推進計画の進捗管理

市は、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づき実施する各事業について、「実施計画」を作成し、年度ごとに目標を定めて実施し、その進捗状況を管理します。

○推進計画の進捗状況の報告

市は、毎年度、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づく「実施計画」の進捗状況を「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」に報告します。

○人にやさしいまちづくりに関する調査

推進会議は、市長の諮問に応じ調査や審議を行うほか、人にやさしいまちづくりの推進に関して市長に意見を述べるすることができます。